

熊連協 個人情報取扱い 要領書

1. 目的

- 1) 本要領書は、熊連協運営に関わる個人情報の適正な取扱いを確保するために定め、会員の個人情報保護を推進することを目的とする。
- 2) 個人情報を取扱う者は、さらなる高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、事業運営に努める。

2. 個人情報の定義

- 1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。
- 2) 個人情報は、次のものをいう。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所
- ④ 電話番号(固定電話・携帯電話)
- ⑤ メールアドレス(パソコン・携帯・スマートフォン)
- ⑥ 顔写真(肖像)
- ⑦ 個人識別符号(個人を識別できる番号、記号、符号等)
 - ・ 公的番号：基礎年金、保険証、免許証、パスポート、マイナンバー等の番号
 - ・ 生体情報：顔、指紋、声紋、DNA等
 - ・ その他：車両番号、名札、表札等

※ 上記情報(①～⑦)の組み合わせにより、個人を識別する精度が高まる。

3. 個人情報の利用

- 1) 熊連協が取得した個人情報は、下記各項に示す熊連協運営の範囲内で利用する。
 - ① 会員名簿の作成(役員・部会名簿等)
 - ② 熊連協が実施する事業等に関する案内
 - ③ 事業運営での実施状況等に関する広報活動(熊連協ホームページ等)
 - ④ 事業運営に必要な改善検討に関するアンケート調査
 - ⑤ 通信媒体による連絡等(メールアドレス)
- 2) 利用の制限(情報漏洩防止手段)

個人情報の公開は必要最小限に抑え、次のことを確認検討し適切に利用する。

 - ① 氏名、住所、電話番号等の併記の可否(必要性)
 - ② 一括メール配信の際、宛先人(アドレス)同士の関係性(面識度)

4. 個人情報の安全管理

- 1) 個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する。
- 2) 個人情報を適正な管理の下以外では持ち出さず、外部送信による漏洩をしない。
- 3) 個人情報を共同利用する場合は、前記事項を遵守させ適正な監督を行う。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

- 1) 本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等の要求があった場合は、速やかに対応すること。

6. 個人情報の第三者提供について

- 1) 個人情報(個人データ)を第三者に提供する場合、原則本人の同意を得ること。
- 2) ただし、次のような場合は本人の同意を不要とする。
 - ① 法令に基づく行政当局からの照会要請（警察・裁判所・税務署等）
 - ② 本人の人命・身体・財産の保護を要する時、被災等で本人の同意取得が困難な場合。
 - ③ 熊連協事業の承継

7. 本要領書の改廃

- 1) 本要領書の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 2) 本要領書に定めのない事項は、理事会で定める。

【附 則】

- 1) 本要領書は、平成30年4月18日より適用する。

以上